

給与支払報告書(個人別明細書)の記入について **八幡浜市**

《 記入例 》

※「総括表」と「給与支払報告書」は令和6年1月31日までにご提出ください。

⑤ 給与支払報告書(個人別明細書)

※個人番号(12ケタ)は必ず記入してください。

支払を受ける者 住所 八幡浜市北浜〇丁目〇番〇号 (令和6年1月1日現在の住所を記入) ※記入した住所が住民登録地と異なる場合は、必ず摘要欄に住民登録地の住所を記入してください。

氏名 ヤワタハマ タロウ 八幡浜 太郎

種別 支給金額 5,000,000 給与所得控除後の金額 3,560,000 所得控除の額の合計額 2,770,612 源泉徴収額 0

配偶者(特別)控除の有無等 有 従有 310,000 特定 老人 1 1 1 1

社会保険料等の金額 705,264 生命保険料の控除額 115,348 地震保険料の控除額 50,000 住宅借入金等特別控除の額 39,400

前職:(株)八幡浜商事 所在地:八幡浜市北浜〇丁目〇番〇号 支払金額1,500,000円 社会保険料246,000円 源泉徴収額66,000円 普通徴収C (令和6年3月31日 退職予定)

生命保険料の金額の内訳 125,674 介護医療保険料の金額 78,264 新個人年金保険料の金額 63,125

住宅借入金等特別控除の内訳 1 28 4 1 19,700,000 197,000

配偶者の合計所得 1,030,000

控除対象扶養親族 1 八幡浜 一郎 2 八幡浜 春子 3 八幡浜 花子

受給者生年月日 昭和 40 1 1

個人番号又は法人番号 9876543210123

住所(居所)又は所在地 八幡浜市北浜〇丁目〇番〇号

氏名又は名称 (株)八幡浜工業 (電話) 0894-〇〇-〇〇〇〇

~給与支払報告書(個人別明細書)の記入の仕方について~

●留意点  
 ※マイナンバー制度の導入により、給与支払報告書に給与支払者、控除対象者、扶養者等の個人番号(マイナンバー)や法人番号の記入が義務付けられています。  
 ※令和5年中に給与の支払があった場合は、雇用形態、金額の多少に関わらず、全て給与支払報告書(個人別明細書)を作成し、提出してください。事業専従者、退職者及びパート・アルバイト等の方についても同様に作成のうえ、提出してください。

- ◆令和6年1月1日現在の住所をアパート名や部屋番号等、詳しく記入してください。(※なお、給与支払報告書は令和6年1月1日現在、実際にお住まいの自治体に提出してください。住民登録地が異なる場合は、摘要欄に住民登録地を記入してください。)
- ◆給与所得控除後の金額を記入してください。※所得金額調整控除の適用がある場合には、所得金額調整控除の額を記載し、⑭に所得金額調整控除の額を記載ください。  
 ●計算例: 5,000,000円×20%+440,000円=1,440,000円(給与所得控除額)  
 5,000,000円-1,440,000円=3,560,000円(給与所得控除後の金額)  
 ※控除額の計算は下記の表を参考にして、計算してください。

収入金額	給与所得控除額
1,625,000円まで	550,000円
1,625,001円 から 1,800,000円まで	年収×40% - 100,000円
1,800,001円 から 3,600,000円まで	年収×30% + 80,000円
3,600,001円 から 6,600,000円まで	年収×20% + 440,000円
6,600,001円 から 8,500,000円まで	年収×10% + 1,100,000円
8,500,001円以上	1,950,000円

注:実際に収入金額が660万円までの場合には、「年末調整のための給与所得控除後の給与等の金額の表」で給与所得の金額を求めますので、上記の計算とは若干異なる場合があります。

- (ア)(源泉)控除対象配偶者がいる場合は、「有」に〇を記入してください。  
 (イ)配偶者控除または配偶者特別控除の額を記入してください。(受給者本人の合計所得が1,000万円を超える場合は適用を受けることができません。)

- ◆扶養親族、障害者の人数を記入してください。扶養親族の年齢要件に注意してください。

区分	年齢要件
老人扶養親族(老人欄)	70歳以上(昭和29年1月1日以前生)
一般扶養親族(その他欄)	23歳以上70歳未満(昭和29年1月2日から平成13年1月1日生) 16歳以上19歳未満(平成17年1月2日から平成20年1月1日生)
特定扶養親族(特定欄)	19歳以上23歳未満(平成13年1月2日から平成17年1月1日生)
16歳未満の扶養親族	16歳未満(平成20年1月2日以降生)

【例】  
 控除対象扶養親族の数(配偶者を除く)

特定	老人	その他
人	人	人
1	1 2	1

●特定扶養親族が1人  
 ●老人扶養親族が2人(内1人が同居老親等)  
 ●その他の控除対象扶養親族が1人 の場合

- ◆扶養親族の内、国内に住所を有しない者がいる場合には、その人数を記入してください。
- ◆1年間に支払った社会保険料(厚生年金保険料・介護保険料・国民年金保険料・国民健康保険税)を記入し、小規模企業共済がある場合は、上段に内書きで記入してください。国民年金保険料等が含まれる場合は、下段⑫にその金額を記入してください。
- (ア)中途就職者について前職給与分を含んで年末調整をした場合は、前職の支払者名(会社名)・給与額・社会保険料・源泉徴収額の4点を記入してください。  
 (イ)特別徴収できない場合は、個人住民税の普通徴収への切替理由書の略号(普A~普D)を記入してください。  
 (ウ)留学生や外国人実習生等、外国との租税条約により市県民税が減免対象となる場合は、「日〇租税条約〇条該当」と記入してください。
- ◆該当する保険種別を確認のうえ、保険料の支払額を正確に記入してください。生命保険料の種別等により控除額の計算方法が異なります。
- 住宅借入金特別控除の適用を受ける方は、摘要数、居住開始年月日(和暦)、控除区分(「住」、「認」、「増」等)、借入金年末残高、控除可能額を記入してください。特定取得に該当する場合は、(特)を記入してください。例)住(特)住...一般の住宅借入金等特別控除(増改築を含む) 認...認定住宅の新築等に係る住宅借入金特別控除 増...特定増改築等住宅借入金特別控除 特定取得とは?...住宅の取得費用等に含まれる消費税額等が8%・10%の税率により課される場合における住宅の取得をいいます。
- 控除対象配偶者の氏名、マイナンバー等を記入してください。(配偶者特別控除の適用を受ける場合にも、記入してください。)
- 配偶者の合計所得の欄は、収入金額ではなく合計所得額を記入してください。
- ⑥の社会保険料等の金額の中に、国民年金保険料等が含まれる場合は、その金額を記入してください。
- 基礎控除の額が32万円または16万円の場合は、その額を記載してください。※基礎控除額が48万円である場合は記載不要。
- 所得金額調整控除の適用がある場合には、所得金額調整控除の額を記載ください。

※給与支払報告書の記入方法等について、詳しい内容は国税庁のホームページなどをご確認ください。  
 ※総括表、給与支払報告書の提出方法について、不明な点があれば下記までお問い合わせください。  
 八幡浜市役所 税務課 市民税係 ☎0894-21-0404